

東京外国語大学頭脳循環プログラム 運営室に関する申合せ

〔平成26年11月12日〕
規 則 第 49 号

改正 平成28年 3月25日規則第24号

（設置）

第1 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が、独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の助成により、海外のトップクラスの研究機関等と連携して行う世界水準の国際共同研究を通じて、国際研究ネットワークを戦略的に形成し、当該研究領域での優位性を高め、ネットワークの中核となることを目的に実施する「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」を運営するため採択事業毎に東京外国語大学頭脳循環プログラム運営室（以下「運営室」という。）を置く。

（目的）

第2 運営室は、JSPSが定める補助金取扱要領及び補助金交付条件等に基づき、事業の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

（組織）

第3 運営室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 事業の主担当研究者
- (2) 事業の担当研究者
- (3) その他研究アドミニストレーション・オフィス長（以下「オフィス長」という。）の指名する者

（所掌事項）

第4 運営室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の運営計画の策定
- (2) 事業による海外派遣若手研究者の決定、助言及び指導
- (3) 事業による海外連携機関研究者の受入
- (4) 事業補助金の管理
- (5) 事業成果の社会への公表
- (6) 事業の評価
- (7) その他オフィス長が指示する事項

（任期）

第5 第3第3号に定める室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、オフィス長の任期を超えることはできない。

2 第3第3号の室員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長）

第6 運営室に室長を置き、第3第1号に定める者をもって充てる。

2 室長は、運営室の業務を総括する。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第7 運営室の会議は、室長が招集し、議長となる。

2 運営室は、室員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 室員は、自己の関係する派遣事案等については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(報告及び承認)

第8 運営室は、第4に定める所掌事項について、実施状況をオフィス長に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第9 運営室に関する庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第10 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、研究アドミニストレーション・オフィスにおいて定める。

附 則

この申合せは、平成26年11月12日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。